

2024 人事院勧告

青森県教職員組合
文責：阿部 聡
【本部書記次長】


32年ぶりの2%超え。高水準のアップ！なんだけど…



8月8日、国家公務員の給与に関する人事院勧告が出されました。教職員を含めた地方公務員への勧告は、今回の結果を受け、各都道府県の人事委員会が勧告を出すことになります。

2023年度の勧告内容	2024年度の勧告内容
<ul style="list-style-type: none">・官民格差0.96%・初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引き上げ改定。・ボーナス 年4.50月(+0.10月)・高卒初任給 12,000円アップ・大卒初任給 11,000円アップ・在宅勤務手当の新設	<ul style="list-style-type: none">官民格差2.76%若年層に重点を置きつつ、すべての職員を対象に全俸給表を引き上げ改定。・ボーナス 年4.60月(+0.10月)・高卒初任給 21,400円アップ・大卒初任給(一般職) 23,800円アップ・大卒初任給(総合職) 29,300円アップ・寒冷地手当11.3%アップ、支給地域改定。・給与制度のアップデート



2023年度の青森県の勧告内容	2024年度の青森県の勧告内容
<ul style="list-style-type: none">・官民格差1.14%・初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引き上げ改定。 (1,100円～27,800円で全員アップ。 再任用職員も1,000円アップ。)・ボーナス 年4.40月(+0.10月) 再任用職員2.30月(+0.05月)・高卒初任給 12,000円アップ・大卒初任給 10,700円アップ	<p>9月13日 県人事委員会と 交渉します！</p>  <p>ボーナスを国と同水準に！ 寒冷地手当アップを勧告通りに！</p>



大幅アップだけど、それ以上に物価が上がっているのよね。賃金の上昇率が物価の上昇率に追いついていません。



モデル資産では、月収で約 4.4% 増なんだけど、春闘の賃上げ (5.33%) や先日の最低賃金の引き上げ目安 (5.0%) には及ばず、若年層に傾斜した配分なので、高齢層は生活改善につながるほどの賃上げにはなっていないんだ。



今回の勧告に「給与のアップデート」ってあるけど、何のことかしら？



「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」と書いているね。今回は手当関係が改定になったけど、評価すべきものとそうでないものがあるんだ。



評価できるのは「寒冷地手当のアップ」と再任用職員にも「住居手当」「特地勤務手当」「寒冷地手当」が支給されるようになったこと。それと、通勤手当の支給限度額の引き上げ。



ただ寒冷地手当の支給地域の改定により、対象から外されたり、等級が下がったりした地域もあるし、「配偶に係る扶養手当」を段階的に廃止するなど、不利益になる人達もいるんだ。

寒冷地は1~4級地に分けられており、支給額が異なります。1~3 級地は北海道にしかありません。青森県は全域 4 級地でしたが、今回の改定表の中に「平内町」と「深浦町」がありませんでした。県人事委員会との交渉の中で確認したいと思います。



それと看過できないのが「勤勉手当の成績率の上限引き上げ」について言及している点なんだ。S 評価の人への支給額を上げてもいいって言ってるんだよ。しかも、現行の「S 評価 5%、A 評価 25%」を「S 評価 10%、A 評価 20%」とかに変更してもよいと。



「能力・実績主義の強化」ね。職場の分断化が更に進みそう。断固反対！



今後、県教組は、他の公務員の組合（県国公、自治労連、医労連、高教組）と力を合わせ交渉を行っていきます。